

# 大槌町耐震改修促進計画

令和3年3月策定  
令和8年3月改定

大 槌 町

## 目 次

はじめに	1
(1)計画策定の趣旨	1
(2)計画期間	1
(3)計画の方針	1
1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	1
(1)想定される地震の規模、被害の状況	1
(2)耐震化の現状と目標	1
住宅	2
特定既存耐震不適格建築物	3
町有建築物	4
耐震改修促進法における規制対象一覧（法第14条）	5
2 建築物の耐震化促進の取組み	6
建築物の耐震化の促進支援	6
(1)木造住宅の耐震診断及び耐震改修支援	6
(2)相談体制の整備・情報提供の充実	6
建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	6
(1)パンフレット等の活用	6
(2)リフォームに併せた耐震改修の推進	6
(3)地震時の総合的な安全対策の推進	6
(4)地震時に通行を確保すべき道路の対策	7
(5)地域住民等との連携による啓発活動	7
特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等への協力	7
(1)耐震改修促進法等による指導等の実施への協力	7
(2)建築基準法による勧告又は命令等の実施への協力	7
その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	7
(1)関係団体による協議会当への参画	7
(2)その他	7

## はじめに

### (1) 計画策定の趣旨

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号、以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものです。

### (2) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

### (3) 計画の方針

岩手県耐震改修促進計画を勘案し施策を講じるものとします。特に、住宅の耐震診断及び耐震改修が実施されるよう環境の整備に努めることを基本的な方針とします。

## 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### (1) 想定される地震の規模、被害の状況

- ① 平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災津波)では、岩手県内の最大震度は6弱を記録し、津波による被害がなかった内陸部で1,845棟の家屋が全半壊の被害を受けています。
- ② 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、岩手県においては、本町を含む沿岸を中心とした23市町村が、地震防災対策推進地域に指定されています。また、県がこれまで行った地震被害想定調査等によれば、活断層による内陸直下型地震や三陸沖等の地震では、全市町村において、震度5弱から震度6弱の強い揺れが想定されています。
- ③ 岩手県地域防災計画による県内の地震被害想定では、北上低地西縁断層群北部地震(M=7.4)により建築物686,116棟のうち最大5,313棟(倒壊率:0.77%)が全壊すると想定しています。また、この地震による死者は97名、負傷者は1,484名にのぼるものと想定しています。

### (2) 耐震化の現状と目標

本計画では、住宅及び特定既存耐震不適格建築物<sup>※</sup>の耐震化を促進することとし、耐震化の現状と目標を示します。また、特定既存耐震不適格建築物のうち、町有の学校、庁舎等、町営住宅について個別に目標を定めるものとします。ただし、国・県又はこれらに類する者が管理する建築物については本計画には含めないものとします。

#### ※特定既存耐震不適格建築物とは

主に学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で、建築物の耐震改修の促進に関する施行令(平成7年政令第429号)で定める規模以上のものをいいます。

既存不適格建築物所有者には耐震化の努力義務があります。規模要件は5ページの耐震改修促進法における規制対象一覧(法第14条)のとおりです。

## 住宅

令和5年までの住宅・土地統計調査（総務省統計局）により町内の住宅の耐震化の状況は、【表1】のとおり、住宅4,084戸のうち3,348戸（82.0%）が耐震性有りと推計されます。本計画では、令和12年度末の耐震化率を85.0%とすることを目標とします。

また、耐震診断については、10戸以上の診断が行われることを目標とします。

【表1】住宅の耐震化の現状

区分	総数 A	旧耐震基準		新耐震 基準 D	耐震性 有り総数 C+D	耐震化率 現状 E	
		B	耐震性 有り C 耐震性 に不安 B-C				
木造	3,807	1,314	600	714	2,493	3,093	81.2%
非木造	277	87	65	22	190	255	92.1%
計	4,084	1,401	665	736	2,683	3,348	82.0%

耐震化率現状  $E = (C+D) / A$

※今般、推計方法の改善を行っている

○前計画の目標： 耐震化率 60.5% ⇒ 令和7年度末までに 80.0%

○実績： 82.0%

### 特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物の耐震化率は【表2】のとおり95.0%となっています。

そのうち、災害時の拠点・避難施設となる建築物の耐震化率は100%、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は87.5%、特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は100%となっています。本計画では、令和12年度末の耐震化率を100%とすることを目標とします。

【表2】 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

区分	総数 A	旧耐震基準			新耐震 基準 D	耐震性 有り総数 C+D	耐震化率 現状 E	耐震化率 目標 (戸数) F
		耐震性 有り B	耐震性 有り C	耐震性 に不安 B-C				
災害時の拠点・避難施設となる建築物(避難所、学校、病院、体育館等)	6	0	0	0	6	6	100%	100% (6)
不特定多数の者が利用する建築物(百貨店、ホテル、集会所、福祉センター、図書館等)	8	2	1	1	6	7	87.5%	100% (8)
特定多数の者が利用する建築物(賃貸共同住宅、老人ホーム、幼稚園、保育所等)	6	2	2	0	4	6	100%	100% (6)
計	20	4	3	1	16	19	95.0%	100% (20)

耐震化率現状  $E = (C+D) / A$

○前計画の目標： 耐震化率96.7% ⇒ 令和7年度末までに100%

○実績： 95.0%

**町有建築物**

【表2】の特定既存耐震不適格建築物のうち、町の所有する学校、庁舎、町営住宅、その他の施設について耐震化率の調査の結果、【表3】のとおり学校、庁舎等、町営住宅すべて100%の耐震化率となっています。

【表3】 特定既存耐震不適格建築物のうちの町有建築物の耐震化の現状

区分	総数 A	旧耐震基準			新耐震 基準 D	耐震性 有り総数 C+D	耐震化率 現状 E	耐震化率 目標 (戸数) F
		B	耐震性 有り C	耐震性 に不安 B-C				
学校・体育館	5	0	0	0	5	5	100%	100% (5)
庁舎等	8	1	1	0	7	8	100%	100% (8)
町営住宅	5	2	2	0	3	5	100%	100% (5)
計	18	1	0	0	17	17	100%	100% (18)

耐震改修促進法における規制対象一覧（法第14条）

※義務付け対象は旧耐震建築物

用途		規模の要件	指示対象となる規模要件
学 校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の 前期課程、若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他 これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上 2,000㎡以上	
病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上	
事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これ らに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉セン ターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホ ールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサ ービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 を除く。）		階数3以上かつ1,000㎡以上	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成 する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車 のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上

指示対象となる規模要件とは、特定既存不適格建築物の所有者が所管行政庁の指導等に従わなかった場合、指示することができる建築物の規模をいいます。（法第15条第2項）

## 2 建築物の耐震化促進の取組み

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

町は、こうした所有者等の取組をできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境整備や負担軽減のための取組みを行います。

### **建築物の耐震化の促進支援**

#### (1) 木造住宅の耐震診断及び耐震改修支援

建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性についての周知に積極的に取り組むとともに、平成7年1月の阪神・淡路大震災で被害が集中した旧耐震基準の木造住宅の耐震診断及び耐震改修に係る費用の支援を行います。

#### (2) 相談体制の整備・情報提供の充実

町民が、耐震化に関する相談や耐震診断等の説明を受けられるよう、(一社)岩手県建築士会釜石支部と連携することにより、相談体制の充実を図ります。

また、町民が安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を依頼できるよう、「岩手県木造住宅耐震診断士認定制度」及び「いわて木造住宅耐震改修事業者登録制度」の登録者や「岩手県木造住宅耐震相談支援事業」など、様々な情報について町の広報紙などを通じて提供をしていくものとします。

### **建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及**

#### (1) パンフレット等の活用

耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、各種パンフレットや説明資料を活用して耐震化の啓発を図ります。

#### (2) リフォームに併せた耐震改修の推進

耐震改修工事とリフォーム工事を同時に行うことで得られる工事費用の軽減・工事期間短縮等のメリットについて情報提供を行います。

#### (3) 地震時の総合的な安全対策の推進

##### ① ブロック塀、石塀等の安全対策

既存コンクリートブロック塀等の安全確保のために、通学路、避難路や避難場所にある危険なコンクリートブロック塀等の把握に努め、所有者には、日頃の点検の重要性の周知や必要な対策について啓発を行います。

##### ③ 家具の転倒防止策の推進

建築物内のタンス、食器棚、書棚等家具の地震時における転倒防止策として家具転倒防止器具などの設置の重要性について周知します。

##### ④ 窓ガラス、天井、外壁等の落下物対策

地震時における、建築物の窓ガラス飛散、天井・外壁等の落下による被害を防止するため、県が建築物所有者に対し行う助言などに対して町は協力をします。

##### ⑤ エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時におけるエレベーターの閉じ込め等を防止するため、地震対策がなされていないエレベーターについて、地震の初期微動を感知したときに最寄階に停止しド

アを開放する装置などの設置の対策の啓発を行います。

(4) 地震時に通行を確保すべき道路の対策

県及び町の地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に加えて、避難道路沿いに立地する建築物の耐震診断及び耐震改修が行われるよう啓発を行います。

(5) 地域住民等との連携による啓発活動

自治会や町内会、自主防災組織等と連携して耐震化の啓発に取り組みます。

**特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等への協力**

(1) 耐震改修促進法等による指導等の実施への協力

法第 14 条に定める特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い必要に応じて耐震改修を行うよう努める必要があります。

町は、法第 15 条の規定に基づき県が特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して行う耐震化への指導及び助言に協力を行うものとします。

(2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施への協力

町は県と連携を図り、公表を行ったにも関わらず、建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合には、建築基準法第 10 条の規定により、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、保安上必要な措置をとることなどについて、県が行う勧告・命令に協力を行うものとします。

**その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項**

(1) 関係団体による協議会等への参画

県、市町村及び関係機関で構成する「岩手県耐震改修促進協議会」を通じて耐震診断、耐震改修の周知・啓発に係る協力、情報交換を行い、本計画を円滑に行うものとします。

(2) その他

本計画は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、見直しを行うものとします。

また、計画を実施するにあたり必要な事項は、別途定めるものとします。